

第4回 合併協議会の概要

7月29日、徳山市内で開催され、合併協定項目の議案3件について協議調整が行われ、その結果は、次のとおりです。

また、新市建設計画の協議資料が提出され、協議が開始されました。

【議 案】

『地方税の取扱い』

2市2町に関係する市町税について、協議調整が行われ、次のとおり決定されました。

【税目と調整結果】

税 目	調 整 結 果
個人市民税	均等割については、地方税法に規定する標準税率(2,500円)を採用するが、新南陽市と2町は、合併年度とこれに続く5年度間は不均一課税とする。
法人市民税	地方税法に規定する制限税率(14.7%)を採用するが、鹿野町の法人は、合併年度とこれに続く5年度間は不均一課税とする。
固定資産税	税率は現行どおり1.4%とする。納期は、5・7・12・2月とする。
軽自動車税	軽自動車の種類は、徳山市と鹿野町に規定がある「専ら雪上を走行するもの」を含めたものとする。納期については、5月とする。
市たばこ税	現行のまま新市に引き継ぐ。
鉱産税	徳山市と2町の例により調整する。
特別土地保有税	免税点が5,000㎡未満となる。
入湯税	熊毛町の例により調整する。
都市計画税	税率は現行どおり0.2%とする。納期は、固定資産税の納期の取扱いと同様とする。

《委員からの主な意見等》

Q.都市計画の見直しに伴う都市計画税の賦課について、具体的な時期を示して欲しい。

A.新市において都市計画審議会の意見等を踏まえ都市計画の見直しを行うこととなるので、その時期については未定である。

『補助金、交付金等の取扱い』

2市2町は、それぞれの施策として、各種団体に対し補助金や交付金を交付しており、各制度も社会・経済的諸条件や歴史・伝統的諸条件等の相違により多種多様にわたっているため、調整の総括方針が次のとおり決定され、これに基づき個別の補助金、交付金制度について調整が行われています。

調整の総括方針

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

調整の総括方針に基づき、個々の補助金・交付金等の取扱いが決定されました。主な補助金・交付金等の調整結果は、次のとおりです。

【補助金・交付金等の調整方針の分類】

調整方針の分類	補 助 金 (例)
現行のまま新市に引き継ぐ	私立幼稚園助成(就園奨励費、運営費)、遠距離児童・生徒通学費補助、さかなまつり開催費補助、など14件
いずれかの市や町の例により調整する	ごみ収集場所整備費補助金、ねたきり老人訪問理髪サービス、はり・きゅう施術費補助、など24件
新たに制度等を創設する	自治会集会所建設費補助、私立幼稚園助成(園児保護者)、農業近代化資金、など5件
新市に移行後速やかに調整する	文書配付等報償金、防犯灯設置費補助、緑化・花いっぱい推進事業、社会教育団体等補助、スポーツ推進団体補助、など17件
新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する	合併処理浄化層設置整備事業補助金、資源ごみ回収事業報奨金、社会福祉団体補助、老人クラブ助成、民生児童委員協議会補助、土地改良事業補助、など21件
廃止の方向で検討する	納期全納付報奨金、納税貯蓄組合事務費補助金の2件

資源ごみ回収事業報奨金について、協議の結果、「熊毛町の例による」とした調整案を「当分の間現行どおりとし、随時調整する」に修正されました。

【現状】徳山市と熊毛町は制度を設けているが、新南陽市は制度を設けていない。鹿野町は、ごみの分別収集の実施に伴い平成12年度から制度を廃止している。

《委員からの主な意見等》

ごみの分別収集を各市町が実施している現状では、住民に対しその徹底を図ることが重要で、こうした事業は廃止する方向で検討すべきである。

子どもの環境教育であるとともに地域のふれあい活動としての役割は大きい。廃止するまでには、周知期間が必要ではないか。

はり・きゅう施術費補助について、委員から「熊毛町の例により調整できないか」との意見が出されましたが、「国保制度を補完する高齢者福祉制度として位置付けており、新市での利用実態を調査する中で検討していく」とし調整案どおり決定されました。

【現状】熊毛町は全町民を対象とした福祉施策として実施しているが、新南陽市と鹿野町は高齢者福祉として実施している。また、徳山市は制度を設けていない。なお、熊毛町においては、あんま・マッサージも含めている。

『その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い』

広報・公聴事業

広報活動については、広報紙の発行回数を、月2回とする。

広報モニター制度や電波メディアの活用等の広報活動については、新たに制度等を創設する。

公聴活動については、市政モニター制度や市政懇談会等、新たに制度等を創設する。

交通安全対策事業（交通災害共済制度）

運営方法は、新市で直営方式により運営する。

加入申込み金は、大人500円、中学生以下100円（但し、保護者と共に加入する場合は免除）とする。ただし、70歳以上・その他（生活保護世帯・母子世帯・交通遺児・知的障害者・6級以上の身体障害者）は100円とする。

加入資格は、新市区域内の居住者に限る。

傷害見舞金のうち、死亡見舞金は現行どおり100万円とし、傷害見舞金は、傷害の程度に応じ1万～30万円を支給する

国際交流等事業

姉妹都市縁組については、現行のまま新市に引き継ぐが、合併調印後相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議をすすめる。

国際交流事業については、新市移行後、同様な制度はできるだけ一本化し、国際交流事業の拡充に向け速やかに調整する。

中学生等海外派遣事業については、より多くの生徒を派遣する方向で、新たに制度等を創設し、補助率については、2/3とする。

【協 議】

『新市建設計画』

新市建設計画とは、合併後のまちづくりのマスタープランとしての役割を果たすものです。

この新市建設計画の具体的内容は、新市建設の総合的かつ効果的な推進、新市の一体性の速やかな確立、住民福祉の向上、新市の均衡ある発展、などに十分配慮し、合併協議会において作成されるものです。なお、新市建設計画に盛り込むべき事項は、市町村の合併の特例に関する法律に示されています。

本計画は、次の(1)から(8)までの章から構成されています。

(1)合併の必要性

地方分権時代に対応したまちづくり

行財政基盤の強化と住民福祉の維持向上

生活圏の一体化に伴う行政の展開

(2)新市の概況と主要指標

2011年の人口を約1万人増の17万人と設定

(3)新市建設計画の概要

(4)新市建設の基本方針

基本目標 **県勢発展をリードする「元気発信都市」の創造**

2市2町の合併は、下松市を含む3市2町の「先行合併」であり、将来的には光市、大和町を含む周南地域全域をも見据えた合併を目指すものとして位置づけられ、山口県勢の発展をリードする中核都市づくりへの第一歩を踏み出す重要な意味をもつものです。

このため、高次都市機能や中枢管理機能、さらには多様な産業の集積によって雇用の創出を促し、都市としての自立的な発展・成長を促す一方、住民が質の高い暮らしや豊かさを実感できるよう努めるとともに、地域間の一体性を高め、バランスの取れたまちづくりを進めていきます。

中核都市像 『未来を拓く活力と豊かな自然に満ちた生活文化都市』

まちづくりの基本方針

ア.快適で彩あふれる生活都市

イ.ゆとりとうるおいに満ちた文化都市

ウ.人と地球にやさしい安全都市

エ.未来を拓く創造都市

市政運営の基本方針

ア.政策形成能力の向上

イ.行財政の効果的・効率的運営

ウ.住民参加の促進

(5)新市の建設方向

都市構造

ア.広域活力創造圏ネットワーク化と地域連携軸の形成

イ.高次都市機能が集積した都心の形成

ウ.複数の地域核を持つ多極ネットワーク型都市の形成

エ.自然と共生したゆとりある地域社会の形成

土地利用と地区別整備の方向

都心地区、都市地区、郊外地区、産業地区、中山間部及び島しょ部地区に大別し、それぞれの地区の特性を生かした有効利用を図り、総合的、計画的なまちづくりを進める。

(6)新市建設の根幹となる事業

新市がめざすところの中核都市像の実現にむけ、名実ともに中核都市として発展していくためのあらゆる分野における様々な施策として、20のリーディングプロジェクトと主要施策に整理しています。

リーディングプロジェクト

『拠点性の向上』『豊かさの創造』『一体性の確保』の3つの視点から、従来の2市2町の都市規模では実現が困難であった新規事業や既存の事務事業をスケールアップさせることによって、元気で活力にとんだまちづくりを推進するにふさわしい20の事業を位置づけている。

主要施策

既存の広域圏計画、2市2町の総合計画、行政制度や公共施設の整備状況等を踏まえつつ、新市の更なる発展と市民生活の一層の向上を図るものとして、まちづくりの基本方針に基づき体系化し、リーディングプロジェクトを含めて一体的に展開する。

【リーディングプロジェクト】

拠点性の向上	<p>《都市のグレードアップ》</p> <p>中心市街地活性化事業 徳山下松港港湾整備事業</p> <p>新たな交流拠点施設整備事業 行政機構機能アップ促進事業</p>
豊かさの創造	<p>《住民福祉の向上》</p> <p>学び・交流プラザ整備事業 快適な水道基盤整備事業 子育てサポート事業 文化・芸術活動支援事業 ファンタジアファーム整備事業</p> <p>資源循環型社会形成事業 情報通信基盤整備事業 高齢者いきいき事業 国際交流事業</p>
一体性の確保	<p>《一体感のあるまちづくり》</p> <p>幹線道路網整備事業 市民参加型イベントの創造事業</p> <p>公共交通機関の拡充整備 地域コミュニティ形成事業</p> <p>《地域の均衡ある発展》</p> <p>コアプラザ熊毛整備事業 行政サービスシステム構築事業</p> <p>コアプラザ鹿野整備事業</p>

(7)公共施設の統合整備

市民の意向をはじめ地域特性や地域間バランスなどを十分に考慮し、重複する公共施設の統合整備を検討する。特に、市民が等しく保健・福祉・医療サービスを享受できるよう、未設置地域の解消を図ることを目標に、施設の適正配置やサービス体制の拡充も併せ検討する。

(8)財政計画

新市の10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計するとともに、合併協議会での調整方針に基づく住民負担・行政サービスの格差是正のための経費や合併に伴う主な節減経費等を反映しています。さらに、合併特例債等の国の財政支援措置等をも勘案し、堅実な財政運営を基調としています。

【財政計画(10年間)に盛り込まれた主な内容】

行政サービス・住民負担の格差是正のための経費（試算額45億円）
保健・福祉、教育事業等のサービス拡充に伴う歳出増による経費
合併に伴う節減経費（削減可能額 89億円）
一般職、特別職、議会議員などの削減による人件費節減経費
国の財政支援措置等を活用した事業の経費（試算額44億9千万円）
合併特例債適用事業にかかる経費（414億円）
その他国の財政支援措置を適用した事業にかかる経費（27億9千万円）

【財政計画(普通会計・10年間の総額)】(単位：億円)

歳入	6,562	歳出	6,562
地方税	2,816	人件費	1,362
地方譲与税等	399	扶助費	852
地方交付税	968	公債費	664
使用料・手数料	194	物件費	766
国・県支出金	996	補助費等	609
地方債	673	繰出金	808
その他	516	普通建設事業費	1,171
		その他	330

《委員からの主な意見等》

新たな交流拠点施設は、将来夢が持てる施設として、機能を十分検討する必要がある。

合併記念公園化整備事業は、けじめとして必要と思う。

魅力ある都市づくりをし、雇用の創出を図ることが大事である。

都市として発展するには、第1に拠点性の向上を図るべきである。

他に類をみないような、特色あるまちづくりをしていこう。